



臨時總會議案書

と き： 平成23年11月18日(金)

と ころ： 割烹志まや

社団法人 新発田法人会

社団法人 新発田法人会臨時総会

議 事 次 第

1. 開 会 の 辞
2. 会 長 挨 拶
3. 来 賓 紹 介
4. 議 長 選 出
5. 議事録署名人の選定
6. 議 事

第1号議案 公益法人移行決議に関する件

第2号議案 定款変更（案）承認の件

第3号議案 会費規程改正（案）及び役員報酬規程（案）承認の件

第4号議案 申請書手続き及び定款（案）の軽微な修正は会長に一任の承認の件

第5号議案 平成23年度収支予算書事業区分経理の内訳表に関する件

第6号議案 代表理事の選任に関する件

7. 来 賓 祝 辞
8. 閉 会 の 辞

税 を 考 え る 週 間

特別記念講演会

演 題 「税の役割と税務署の仕事」

講 師 新発田税務署長 野邊 匡伸 様

平成23年11月18日

来賓ご芳名

新発田税務署 署 長 野邊 匡伸 様

新発田税務署法人課税部門 統括官 原田 昭裕 様

新発田税務署法人課税部門 上席調査官 土田 智 様

大同生命保険会社 新潟支社長 内藤 達哉 様

AIU 保険会社 新潟 IS オフィス支社長 榎本 眞雄 様

アフラック生命保険会社 新潟支社長 松原 大輔 様

1. 公益法人移行認定申請に関する経過報告

新公益法人制度施行の平成20年12月1日をもって改正前の社団法人（公益法人）は自動的に特例民法法人となり、5年間（平成20年12月1日から平成25年11月30日まで）の移行期間中公益社団法人への移行を希望する場合は、所要の申請書を行政庁（新潟県）に提出し、移行認定を受けなければなりません。

新発田法人会は、平成18年6月の公益法人制度改革による関係三法交付から全法連指導の下、次に掲げる事を検討し準備を進めて参りました。

- ① 平成18年より新公益法人制度に対応した会計ソフトの導入
- ② 平成20年度予算より7支部、2部会の一元化
- ③ 諸規程の整備
- ④ 公益事業に対する事業内容の適合性の確認や課題整理、検討

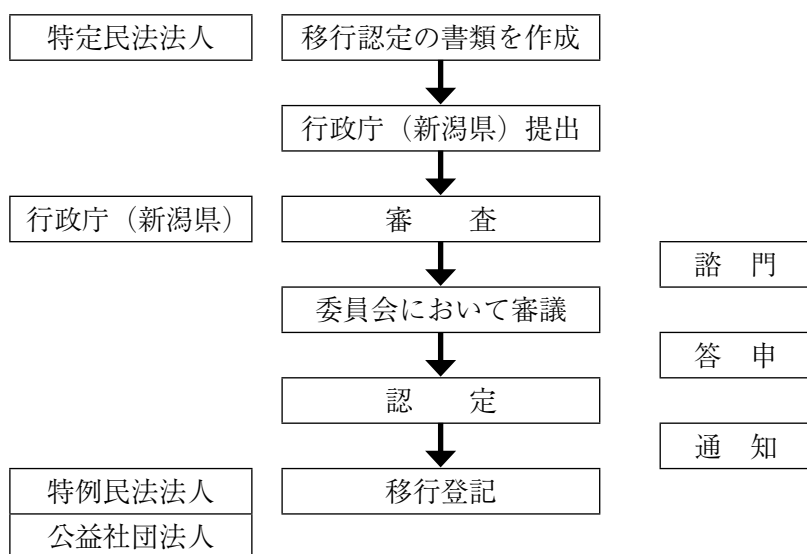
また、公益社団法人認定に向け準備を進め、公益移行認定申請の目標を平成23年度としたい旨平成22年8月18日の理事会で決議しております。

この度、本年7月に全法連よりモデル定款が示され、23年度予算も新公益法人制度における判定基準の大きな要件の次の三つをクリアしております。

- ① 公益事業比率50%以上
- ② 公益事業の収入が費用を超えてはならない（収支相償）
- ③ 遊休財産額が公益事業額を超えない。

以上のことから、平成23年臨時総会で公益社団法人認定申請の決議を行うことと致しましたので、お諮り致します。なお現在、移行認定申請に必要な書類を新潟県担当部局の指導、助言をいただき作成を進めております

2. 申請から認定までの作業スケジュール



社団法人新発田法人会定款変更（案） 新旧対照表

現 行	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(名称) 第1条 この法人は社団法人新発田法人会（以下「本会」という）と称する。	(名称) 第1条 この法人は、公益社団法人新発田法人会（以下「本会」という。）と称する。
(事務所) 第2条 本会の事務所は、新潟県新発田市に置く。	(事務所) 第2条 本会の主たる事務所は、新潟県新発田市に置く。
第2章 目的、事業及び組織	第2章 目的及び事業
(目的) 第3条 本会は、健全な納税者団体として、地域内の全法人に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、友宜団体と協調連帯して、租税に関する調査研究を行い、もって公平な税制と円滑な税務執行の確立に寄与し、併せて良き法人企業をめざすものの団体としての活動を通じ企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。	(目的) 第3条 本会は税知識の普及、納税意識の高揚に務め税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。
(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議 (2) 租税関係の法令、通達等の周知を図るための講習会、説明会等の開催 (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催 (4) 機関紙の発行並びに上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行 (5) 関係官庁並びに友宜団体との協調 (6) 財団法人全国法人会総連合及び社団法人新潟県法人会連合会並びに各法人会との相互連携 (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業	(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 (1) 税を巡る諸環境の整備・改善等を図る事業 (2) 地域の経済社会環境の整備・改善等を図る事業 (3) 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業 (4) 本会の組織を充実し全国各地の法人会との連帯強化を図る事業 (5) 本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図る事業 (6) その他、本会の目的達成に必要な事業 2 前項の事業は、おもに新発田税務署管内において行うものとする。
(組織) 第5条 本会には、前条に規定する事業の円滑な運営を図るため、地域別に支部を置くほか、青年部及び婦人部を設置することができる。	

現 行	変 更 案
<p>2 支部、青年部及び婦人部の運営その他については、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第6条 本会の会員たる資格を有する者は、新発田税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で本会の目的及び事業に賛同する者とする</p> <p>(資格の取得)</p> <p>第7条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより任意に入会することができる。</p> <p>(会員の権利義務)</p> <p>第8条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有すると共に、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退会したとき (2) 事業が解散したとき (3) 除名されたとき 	<p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>(構成員)</p> <p>第5条 本会は、次の会員をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 正会員 新発田税務署管内にある法人または事業所を有する法人で本会の目的及び事業に賛同して入会をした者とする。 (2) 賛助会員 本会の事業を賛助し入会を承認された法人または個人。 <p>2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。</p> <p>(会員資格の取得)</p> <p>第6条 本会に入会しようとする者は理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。</p> <p>(任意退会)</p> <p>第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この定款その他の規則に違反したとき (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。 <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき

現 行	変 更 案
<p>(退会) 第10条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。</p> <p>(除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により除名することができる。</p> <p>(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に理事会で弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(会費) 第12条 会費は、総会の決議を経て別に定める。 2 会費は、毎年一定の時期に、これを納入するものとする。 3 既納の会費は、これを返還しないものとする。</p> <p>(会員名簿) 第13条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。 2 前項の会員名簿は会員に異動が生じたつど、これを訂正するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役 員</p> <p>(役員の種類) 第14条 本会に次の役員を置く。 理事 30名以上、50名以内 内、会 長 1名 副 会 長 3名以上～7名以内 常任理事 3名以上～15名以内 会計理事 2名 監事 2名</p> <p>(役員を選任) 第15条 理事及び監事は、総会において会員たる法人の代表者又はその役員のうちからこれを選</p>	<p>(2) 総正会員が同意したとき (3) 当該会員が解散、又は事業所を閉鎖したとき</p> <p style="text-align: center;">第4章 役 員</p> <p>(役員を設置) 第11条 本会に次の役員を置く。 (1) 理事 20名以上50名以内 (2) 監事 2名以内 2 理事のうち1名を会長とする。 3 理事のうち4名以内を副会長とする。 4 理事のうち1名を専務理事とすることができる 5 前項の会長をもって法人法上の代表理事として、副会長及び専務理事をもって、法人法上の業務執行理事とする。</p> <p>(役員を選任) 第12条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。</p>

現 行	変 更 案
<p>任する。</p> <p>2 会長、副会長、常任理事及び会計理事は、理事の互選により、これを選任する。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第16条 会長は本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。</p> <p>3 理事は総会の決議に従い本会の運営を協議し執行する。</p> <p>4 常任理事は、本会の常務を審議、処理する。</p> <p>5 会計理事は、本会の会計を処理する。</p> <p>6 監事は、民法第59条の職務を行う。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第17条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2 増員又は補欠のために選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第18条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第11条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議によりその役員を解任することができる。</p> <p>(役員報酬)</p> <p>第19条 役員は、原則として無報酬とする。</p>	<p>2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事職務及び権限)</p> <p>第13条 理事は理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</p> <p>(監事職務及び権限)</p> <p>第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 理事又は監事は第11条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了または辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第16条 理事及び監事は、総会の決議をもって解任することができる。</p> <p>(役員報酬等)</p> <p>第17条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として、支給することができる。</p>

現 行	変 更 案
<p>第5章 顧問、相談役、参与、委員及び職員 (顧問、相談役及び参与)</p> <p>第20条 本会に、顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。</p> <p>2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。</p> <p>3 顧問、相談役及び参与の任期並びにその他の事項については、別に定める。</p> <p>(委員会)</p> <p>第21条 第4条に規定する本会の業務を分担するため委員会を設けることができる。</p> <p>2 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。</p> <p>3 委員長、副委員長及び委員は、理事会の推薦により会員たる法人の代表者又はその役職員のうちから会長がこれを委嘱する。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。</p> <p>2 事務局には、職員若干名を置き会長がこれを任免する。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第23条 委員会及び事務局に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。</p>	<p>(顧問及び相談役)</p> <p>第18条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び相談役は、理事会において選任または解任する。</p> <p>3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。</p> <p>4 顧問及び相談役の任期は2年とする。</p> <p>5 顧問及び相談役は無報酬とする。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会 議</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第24条 会議は総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。</p> <p>(総会)</p> <p>第25条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。</p> <p>(総会の開催及び招集)</p> <p>第26条 通常総会は毎年1回事業年度終了後2か月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的たるを示して請求したときに開催する。</p> <p>3 総会は、開催の日から少なくとも7日前に会</p>	<p style="text-align: center;">第5章 総 会</p> <p>(構成)</p> <p>第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権限)</p> <p>第20条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) その他総会で決議するものとして法令</p>

現 行	変 更 案
<p>議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし会長が止むを得ないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>(会員の表決権)</p> <p>第 27 条 会員は各 1 個の表決権を有す。</p> <p>2 会員は前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表を出席させる。</p> <p>3 会員は委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。</p> <p>(総会の議事)</p> <p>第 28 条 総会は全会員の過半数が出席しなければ成立しない。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(総会の付議事項)</p> <p>第 29 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。</p> <p>(1) 事業報告及び事業計画</p> <p>(2) 収支決算及び収支予算</p> <p>(3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項</p> <p>(4) その他会長が必要と認めて付議した事項</p>	<p>又は定款で定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第 21 条 総会は通常総会として毎年 1 回、事業年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第 22 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総会会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第 23 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(議決権)</p> <p>第 24 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。</p> <p>(決議)</p> <p>第 25 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>(議事録)</p> <p>第 26 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び出席した理事のうちから選出した 2 名が、前項の議事録に署名または記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 27 条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>

現 行	変 更 案
<p>(役員会)</p> <p>第30条 役員会を分けて、理事会及び常任理事会とする。</p> <p>2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び会計理事をもって組織する。</p> <p>3 監事、顧問、相談役及び参与は役員会に出席し意見を述べることができる。</p> <p>(役員会の開催及び招集)</p> <p>第31条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。</p> <p>2 役員会の招集については第26条第3項の規程を準用する。</p> <p>(役員会の議事)</p> <p>第32条 役員会はその構成員の過半数が出席しなければ成立しない。</p> <p>2 役員会の議事は、出席役員数の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(役員会の付議事項)</p> <p>第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。</p> <p>(1) 総会に提出すべき議案</p> <p>(2) 定款の変更に関する議案</p> <p>(3) 総会において、理事会に委任された事項</p> <p>(4) その他、会務の運営に関し会長が必要と認めた事項</p> <p>2 常任理事会は理事会に代わり、常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただしその決議事項については、次回の理事会において報告しなければならない</p> <p>(会議の議長)</p> <p>第34条 すべての会議の議長は会長をもってこれに充てる。</p>	<p>(権限)</p> <p>第28条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職</p> <p>(4) 本会の組織の決定</p> <p>(招集)</p> <p>第29条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>(1) 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。</p> <p>(決議)</p> <p>第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にもかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>3 運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 正副会長会等</p> <p>(構成)</p> <p>第32条 本会に、正副会長会を置く</p> <p>2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。</p> <p>3 正副会長会は、次に関する事項を行う。</p> <p>(1) 理事会の議題に関する審議</p> <p>(2) 理事会から委任されたもの</p> <p>4 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 事務局</p> <p>第33条 本会に、事務局を置く</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第35条 本会の資産は次の各号に掲げるものにより構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設立当初寄付された別紙目録記載の財産 (2) 会費 (3) 事業に伴う収入 (4) 資産から生ずる収益 (5) 寄付金品 (6) その他の収入 <p>(資産の管理)</p> <p>第36条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により会長はこれを管理する。</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第37条 本会の資産は基本財産及び運用財産の2種類に区分する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 基本財産は別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。 3 運用財産は基本財産以外の資産とする。 <p>(基本財産の使用の制限)</p> <p>第38条 基本財産はこれを消費し、又は抵当権その他の物件のために供してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 事業の遂行上、止むを得ない事由があるときは前項の規定にかかわらず総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。 <p>(経費)</p> <p>第39条 本会の経費は運用財産をもってこれに充てる。</p> <p>(収支予算、収支決算等)</p> <p>第40条 本会の収支予算及び収支決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けな</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局は、次に関する処務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本会の事務処理に関する事項 (2) 理事会等から委任された事項 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は理事会において別に定める。 <p style="text-align: center;">第9章 資産及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第35条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。 <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て総会に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所

現 行	変 更 案
<p>ければならない。</p> <p>2 前項の収支決算については財産目録を付して監事の監査を経なければならない。</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第41条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは総会の承認を経てその全部若しくは一部を基本財産に組み入れ又は翌年度に繰り越すものとする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第43条 この定款は総会の決議を経、かつ主務官庁の認可を受けなければ、これを変更することはできない。</p> <p>(解散)</p> <p>第44条 本会は総会において会員の過半数が出席しその3分の2以上の決議により解散することができる。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第45条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ主務官庁の許可を得て、本会と類以の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。</p>	<p>に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第10章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第38条 この定款は、総会によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第39条 本会は、総会において総正会員の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第40条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第5条第17号に掲げる法人または国若しくは、地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第41条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第 46 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。</p> <p>2 従来、新発田法人会に属した会員、および権利義務の一切は本会が継承する。</p> <p>3 役員及び監事の任期は、設立初年度に限り、創立総会の日から次の通常総会の日までとする。</p> <p>4 本会の設立初年度の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、創立総会の日から平成 2 年 3 月 3 1 日までとする。</p> <p>5 本会の設立当初の役員は別紙のとおりである。</p> <p>6 定款第 3 条 (目的) 第 4 条 (事業) の規定は平成 6 年 8 月 1 日の認可日をもって実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 42 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (以下「整備法」という。) 第 1 0 6 条第 1 項に定め公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 本会の最初の代表理事は小島啓一とする。</p> <p>3 整備法 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第 3 4 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>

公益社団法人新発田法人会 会費に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人新発田法人会（以下「本会」という）の定款第7条に規定する会費の納入に必要な事項を定めるものとする。

（会費の種類）

第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。

年額会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

正会員は資本金額により次のとおりとする。

資本金	年 額
500万円未満法人	年額 4,000円
500万円以上 1,000万円未満	〃 5,000円
1,000万円以上 3,000万円未満	〃 6,500円
3,000万円以上 5,000万円未満	〃 8,500円
5,000万円以上	〃 11,000円

ただし、別会社（代表者・経理員及び事務所が親会社と同じ）支店、営業所、賛助会員等については、2,500円とする。

（会費の使途）

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%程度を当該年度の会組織の充実を図る事業、全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業、管理費に使用する。

（会費の納入方法）

第4条 会費は、その事業年度分の会費を本会所定の方法により納付しなければならない。

(1) 口座振替

毎年、総会終了後6月末（休日の場合は翌営業日）に届出の金融機関の口座振替により納付する。

(2) 振込納付

毎年6月に会員宛て送付する振込依頼書により、金融機関から振込により納付する。

(3) 持参

事務局へ直接持参し納付する。

(中途入会の会費)

第5条 事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

(改廃)

第6条 この規程に改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

付 則

この規程は平成 年 月 日から適用する。

公益社団法人新発田法人会 役員報酬規程（案）

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益社団法人新発田法人会（以下、「本会」という。）の定款第17条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
なお、報酬等は、本会の役員としての職務遂行の対価に限られ、本会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。

（報酬の支給）

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。

- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、第4条第4項に規定する退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬総額は「別表第1」「報酬総額」のとおりとする。

- 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。
- 3 常勤役員に対する退職手当基準は、「別表第2」のとおりとする。
- 4 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

付 則

この規程は平成 年 月 日から適用する。

(平成 年 月 日臨時総会承認)

付 議

この規程は、法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額	200万円以内とする。
-----------	-------------

別表第2 常勤役員退職手当の算出基準

(算出数式) 在職月数 × 1,000円

公益法人移行申請書類は次の一覧表のとおり多岐に渡っており、申請書手続きの軽微な修正及び定款（案）の軽微な修正については会長に一任する旨ご承認いただきたい。

公益法人移行認定申請書類一覧

1	移行認定申請書
2	【別紙1-1】法人の基本情報
3	【別紙1-2】組織（社団用）
4	【別表2】法人の事業について（事業の一覧、公益目的事業、収益事業、その他の事業）
5	【別表A（1）】収支相償の計算（利益の50%を繰入れる場合）
6	【別表B（1）】公益目的次事業比率の算定総括表
7	【別表B（5）】公益目的事業比率算定に係る計算表（その1、その2）
8	【別表C（1）】遊休財産の保有制限の判定
9	【別表C（2）】控除対象財産
10	【別表C（3）】公益目的保有財産配賦計算表
11	【別表C（5）】特定費用準備資金
12	【別表D】他の団体の意志決定に関与することができる財産保有の有無
13	【別表E】公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎
14	【別表F（1）】各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員報酬・給料手当）
15	【別表F（2）】各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員報酬・給料手当以外の経費）
16	【別表G】収支予算の事業別区分経理の内訳表

その他添付書類

1	定款（特例民法法人としての定款）
2	定款の変更の案（公益認定をうけた後の法人としての定款（案））
3	定款の変更に関し必要な手続きを経ていることを証する書類（総会議事録の写し）
4	登記事項証明
5	役員等就任予定者の名簿
6	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
7	確認書
8	滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書
9	前事業年度の事業報告及びその附属明細書
10	事業計画書
11	収支予算書
12	前事業年度末日の財産目録
13	前事業年度末日の貸借対照表及びその附属明細書
14	事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類
15	会員等の位置づけ及び会費に関する細則

平成23年度収支予算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日)

単位：円

科目	当年度	前年度(略)	増減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用				
基本財産受取利息	3,500			基本財産利息収入
特定資産運用益				
特定資産受取利息	1,000			特定積立金利息収入
受取会費				
正会員受取会費	5,400,000			一般会費収入
賛助会員受取会費	0			
事業収益				
会員親睦事業費収益	1,024,000			懇親会等会費収入
青年・女性部会事業収益	296,000			青年・女性部会費収入
受取補助金				
受取全法連助成金	6,141,621			全法連補助金収入
受取全法連補助金	1,087,718			全法 237718 県連 850000
雑収益				
受取利息	800			受取利息収入
雑収益	50,000			雑収入
経常収益計 (A)	14,004,639			
(2) 経常費用				
事業費	10,719,755			
(税制改正提言事業)	30,000			
調査研究費	20,000			
委員会費	10,000			
(税に関する研修会事業)	1,230,000			
会場費	50,000			
資料費	500,000			
諸謝金	50,000			
印刷製本費	100,000			
通信運搬費	500,000			
消耗品費	20,000			
委員会費	10,000			
(租税教育事業)	108,000			
消耗品費	100,000			
委員会費	8,000			
(税の広報事業)	277,500			
通信運搬費	50,000			
印刷製本費	200,000			
新聞掲載費	0			
支払負担金	17,500			
委員会費	10,000			
(会報発行事業)	343,300			
会報作成費	263,300			
通信運搬費	80,000			
(税法税務に関する教材作成配布事業)	330,000			
資料費	250,000			
通信運搬費	80,000			

単位：円

科目	当年度	前年度 (略)	増減	備考
(地域社会経営支援研究事業)	430,000			
会場費	30,000			
資料費	80,000			
諸謝金	200,000			
印刷製本費	40,000			
通信運搬費	80,000			
(地域社会の経済経営に関する教材作成配布事業)	80,000			
資料費	30,000			
通信運搬費	50,000			
(地域社会貢献活動事業)	325,000			
会場費	100,000			
消耗品費	20,000			
諸謝金	100,000			
印刷製本費	30,000			
通信運搬費	70,000			
新聞掲載費	0			
委員会費	5,000			
(会員支援事業)	55,000			
会員表彰事業	50,000			
委員会費	5,000			
(組織基盤強化のための支援事業)	65,000			
会員増強推進費	50,000			
通信運搬費	10,000			
委員会費	5,000			
(会員交流事業)	410,000			
会員交流費	410,000			
(会員の福利厚生制度推進に関する事業)	55,000			
福利厚生事業費	50,000			
委員会費	5,000			
給料手当て	4,747,500			
福利厚生費	712,500			
旅費交通費	202,500			
通信運搬費	187,500			
減価償却費	0			
リース料	395,955			
什器備品費	37,500			
消耗品費	136,800			
印刷製本費	37,500			
賃借料	189,000			
委託費	75,000			
租税公課	44,200			
支払負担金	170,000			
支払手数料	22,500			
雑費	22,500			
管理費	3,294,797			
給料手当て	1,582,500			
福利厚生費	237,500			
渉外慶弔費	50,000			
表彰費	30,000			

単位：円

科目	当年度	前年度 (略)	増減	備考
会議費	940,000			
旅費交通費	67,500			
通信運搬費	62,500			
減価償却費	12,412			
リース料	131,985			
什器備品費	12,500			
消耗品費	43,200			
印刷製本費	12,500			
賃借料	63,000			
委託費	25,000			
新聞図書費	9,200			
支払手数料	7,500			
雑費	7,500			
経常費用計 (B)	14,014,552			
当期経常増減額 (A - B)	△ 9,913			
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受贈益				
経常外収益計	0			
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
災害損失				
経常外費用計	0			
当期経外常増減額				
税引前当期一般正味財産増減額	△ 9,913			
法人税・法人県民税・法人市民税	70,000			
当期一般正味財産増減額	△ 79,913			
一般正味財産期首残高	6,636,057			
一般正味財産期末残高	6,556,144			
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
受取民間助成金				
受取民間補助金				
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高	0			
指定正味財産期末残高	0			
III. 正味財産期末残高	6,556,144			

平成23年度収支計算書（損益ベース）

平成23年4月1日～平成24年3月31日まで

科目	当年度予算額	前年度予算額(略)	増減	備考
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常利益				
基本財産運用益	3,500			基本財産利息収入
基本財産受取利息	3,500			
特定資産運用利益	1,000			
特定資産受取利息	1,000			
受取会費	5,400,000			一般会費収入
正会員受取会費	5,400,000			
賛助会員受取収入				
事業収益	1,320,000			
会員親睦事業費収入	1,024,000			懇親会費等会費収入
青年・女性部会事業収益	296,000			青年・女性部会費収入
受取補助金	7,229,339			
受取全法連助成金	6,141,621			全法連補助金収入
受取全法連補助金	1,087,718			
雑収入	50,800			
受取利息	800			受取利息収入
雑収益	50,000			雑収入
経常収益計 (A)	14,004,639			
(2) 経常費用				
事業費	10,719,755			
調査研究費	20,000			税の調査研究諸経費
委員会費	58,000			
会場費	180,000			説明会、講演会等会場費
資料費	860,000			説明会等資料作成費
会報作成費	263,300			税情報掲載広報作成諸経費
諸謝金	350,000			
印刷製本費	1,107,500			
通信運搬費	407,500			
消耗品費	276,800			
新聞掲載費	0			
支払負担金	187,500			県連会費・他団体会費
会員表彰費	50,000			
会員増強推進費	50,000			会員増強推進諸経費
会員交流費	410,000			
福利厚生事業費	50,000			福利厚生制度推進費表彰諸経費
給料手当	4,747,500			
福利厚生費	712,500			
旅費交通費	202,500			
減価償却費	0			
リース料	395,955			
什器備品費	37,500			
賃借料	189,000			
委託費	75,000			事務委託費
租税公課	44,200			法人事業税
支払手数料	22,500			
雑費	22,500			

科目	当年度予算額	前年度予算額(略)	増減	備考
管理費	3,294,797			
給料手当	1,582,500			
福利厚生費	237,500			
渉外慶弔費	50,000			
表彰費	30,000			
会議費	940,000			
旅費交通費	67,500			
通信運搬費	62,500			
減価償却費	12,412			
リース料	131,985			
什器備品費	12,500			
消耗品費	43,200			
印刷製本費	12,500			
賃借料	63,000			
支払手数料	7,500			
委託費	25,000			事務委託費
新聞図書費	9,200			
雑費	7,500			
経常費用計 (B)	14,014,552			
当期経常増減額 (A - B)	△ 9,913			
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受贈益				
経常外収益計	0			
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除去損				
災害損失				
経常外費用計	0			
法人税、法人県民税、法人市民税	70,000			
当期一般正味財産増減額	△ 79,913			
一般正味財産期首残高	6,636,057			
一般正味財産期末残高	6,556,144			
Ⅱ. 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
受取民間補成金				
受取民間補助金				
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高	0			
指定正味財産期末残高	0			
Ⅲ. 正味財産期末残高	6,556,144			

記載要領： 下表の灰色欄（一部分）を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

法人コード	A 011427
法人名	社団法人新巻田法人会

【別表G】 収支予算の事業別区分経理の内訳表

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引 控除	合計	
	公1 (税の啓 発)	公2 (地域貢 献)	共通	小計	他1 (会員支 援)	共通	小計					
I 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
基本財産運用益	0	0	0	3,500	0	0	3,500	0	0	0	0	3,500
基本財産受取利息				3,500			3,500					3,500
特定資産運用益	0	0	0	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000
特定資産受取利息				1,000			1,000					1,000
受取会費	0	0	0	2,700,000	0	0	2,700,000	0	100,000	0	0	2,800,000
正会員受取会費				2,700,000			2,700,000		100,000			2,800,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0			0					0
事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	1,320,000	0	1,320,000	2,600,000
会員親睦事業収益				0			0		1,008,000		1,008,000	2,600,000
青年・女性部事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	312,000	0	312,000	0
受取補助金等				0			0				0	0
受取全法連助成金	3,992,054	2,149,567	0	6,141,621	0	0	6,141,621	0	1,087,718	0	1,087,718	7,229,339
受取全法連補助金	3,992,054	2,149,567		6,141,621			6,141,621		1,087,718		1,087,718	7,229,339
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益				0			0					0
受取利息	0	0	0	800	0	0	800	0	0	0	0	50,800
雑収益				0			0				0	50,000
経常収益計	3,992,054	2,149,567	0	8,846,921	0	0	2,705,300	0	2,507,718	0	2,507,718	14,004,639

記載要領： 下表の灰色欄（一部分）を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

法人コード	A 011427
法人名	社団法人新巻田法人会

【別表G】 収支予算の事業別区分経理の内訳表

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引 控除	合計	
	公1 (税の啓 発)	公2 (地域貢 献)	小計	共通	他1 (会員支 援)	共通	小計					
(2) 経常費用												
事業費	6,648,371	2,370,190	0	0	0	9,018,561	0	0	1,701,194	0	1,701,194	10,719,755
調査研究費	20,000					20,000					0	20,000
会場費	50,000	130,000				180,000					0	180,000
資料費	750,000	110,000				860,000					0	860,000
諸謝金	50,000	300,000				350,000					0	350,000
会報作成費	263,300					263,300					0	263,300
会員表彰費						0			50,000		50,000	50,000
会員増強推進費						0			50,000		50,000	50,000
会員交流費						0			410,000		410,000	410,000
福利厚生事業費						0			50,000		50,000	50,000
委員会費	38,000	5,000				43,000			15,000		15,000	58,000
給料手当	3,038,400	1,076,100				4,114,500			633,000		633,000	4,747,500
福利厚生費	456,000	161,500				617,500			95,000		95,000	712,500
旅費交通費	129,600	45,900				175,500			27,000		27,000	202,500
通信運搬費	830,000	242,500				1,072,500			35,000		35,000	1,107,500
リース料	253,411	89,750				343,161			52,794		52,794	395,955
什器備品費	24,000	8,500				32,500			5,000		5,000	37,500
消耗品費	206,400	52,400				258,800			18,000		18,000	276,800
印刷製本費	324,000	78,500				402,500			5,000		5,000	407,500
賃借料	120,960	42,840				163,800			25,200		25,200	189,000
委託費	48,000	17,000				65,000			10,000		10,000	75,000
租税公課	0	0				0			44,200		44,200	44,200
支払負担金	17,500	0				17,500			170,000		170,000	187,500
支払手数料	14,400	5,100				19,500			3,000		3,000	22,500
雑費	14,400	5,100				19,500			3,000		3,000	22,500

記載要領： 下表の灰色欄（一部）を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

法人コード	A 011427
法人名	社団法人新巻田法人会

【別表G】 収支予算の事業別区分経理の内訳表

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引 控除	合計			
	公1 (税の啓 発)	公2 (地域貢 献)	共通	小計	他1 (会員支 援)	共通	小計	法人会計						
管理費														
給料手当												3,294,797		
福利厚生費												1,582,500		
渉外慶弔費												237,500		
表彰費												50,000		
会議費												30,000		
旅費交通費												940,000		
通信運搬費												67,500		
通信運搬費												62,500		
減価償却費												12,412		
リース料												131,985		
什器備品費												12,500		
消耗品費												43,200		
印刷製本費												12,500		
賃借料												63,000		
委託費												25,000		
新聞図書費												9,200		
支払手数料												7,500		
雑費												7,500		
												0		
												0		
												0		
												0		
経常費用計	6,648,371	2,370,190	0	0	0	0	9,018,561	0	1,701,194	0	1,701,194	3,294,797	0	14,014,552
評価損益等調整前当期経常増減額	△2,656,317	△220,623	0	0	0	2,705,300	△171,640	0	806,524	0	806,524	△644,797	0	△9,913
基本財産評価損益等							0				0			0

記載要領： 下表の灰色欄（一部）を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

法人コード	A 011427
法人名	社団法人新巻田法人会

【別表G】 収支予算の事業別区分経理の内訳表

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引 控除	合計	
	公1 (税の啓 発)	公2 (地域貢 献)	小計	共通	他1 (会員支 援)	共通	小計	法人会計				
特定資産評価損益等			0				0				0	
投資有価証券評価損益等							0				0	
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,656,317	△ 220,623	△ 2,876,940	2,705,300	0	△ 171,640	0	806,524	△ 644,797	0	△ 991,3	△ 991,3
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
中科目別記載												
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用												
経常外費用計												
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	141,824	0	141,824	0	△ 141,824	0	△ 141,824	0	0
法人税、住民税及び事業税									70,000		70,000	70,000
当期一般正味財産増減額	△ 2,656,317	△ 220,623	△ 2,876,940	2,847,124	0	△ 29,816	0	664,700	△ 714,797	0	△ 79,913	△ 79,913

第6号議案 代表理事の選任に関する件

税を考える週間 特別講演会

演 題

【税の役割と税務署の仕事】

講 師

新発田税務署長 野邊匡伸様